

周辺環境との調和に関する検討、河川景観の観点から助言

●具体的な整備内容

新設・改築する施設等については、周辺景観との調和に関して検討する。検討にあたっては、自然公園法等の法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携する。なお、河川管理者以外が設置する構造物等の許認可に際しては、関係自治体と連携し、河川景観の観点から指導・助言を行う。

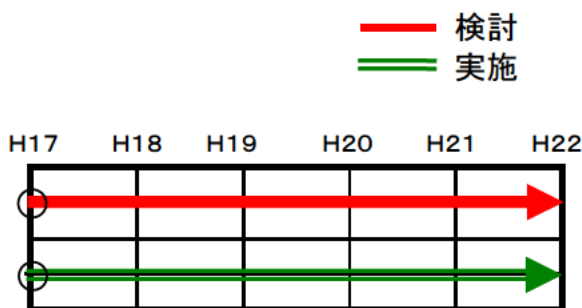
○検討内容

- ・周辺景観との調和のあり方
- ・景観形成の意義に関する普及啓発

○実施内容

- ・検討をふまえた事業等の実施
- ・許認可に際した景観形成の指導・助言

●スケジュール



●提案理由(代替案含む)

・関係機関との連携・協力の実施

関係市町の景観計画等において、淀川は重要な景観形成の拠点として位置づけられ「みずの軸」(大阪市)、「河川軸景観」(高槻市)、「淀川河川軸景観」(寝屋川市)、「貴重なみどり景観」(島本町)等としてそれぞれ方向性が定められている。また、親水機能の整備や自然環境の保全・回復についても重要視されている。琵琶湖では「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」などがある。

それらのことから、関係機関との連携・協力を実施していく。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則

昭和60年1月10日  
滋賀県規則第2号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則をここに公布する。  
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 垣(生垣を除く。)、さく、へい、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突またはごみ焼却施設
- (3) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)および第11号に該当するものを除く。)
- (4) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)
- (5) 彫像その他これに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)
- (6) 高架水槽
- (7) 汚水または廃水を処理する施設
- (8) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その支持物を含む。)

2 条例第2条第4号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項第2号から第6号までおよび第8号から第10号までに掲げる工作物
- (2) 前項第11号に掲げる工作物のうち送電線鉄塔およびその電線路

### 整備効果

#### ・景観の重要性についての普及啓発の実施

水面等の低水敷、高水敷、堤防などの河川敷においては、見苦しい景観とならないように、国等、それぞれの管理者が適切に維持管理を行う。また、地域住民や府民と協働して、清掃活動や美化活動などの河川環境の美化運動を推進する。廃棄物等の撤去に努めるとともに、ポイ捨て防止・廃棄物の放置防止など、住民に対する河川美化の啓発に努める。(淀川等景観形成地域検討書から抜粋)

### 委員会等からの意見

周辺景観との調和に関する検討は、河川景観の観点から積極的に検討・実施するべきである。

河川管理施設の景観形成の方向性についての検討は、積極的に推進するべきであり、河川景観の保全・創造については、下記事項に配慮することが必要である。

- ・堤内から眺める景観の重視
- ・堤外から眺める景観の保全
- ・環境美化という発想ではなく、本来の自然生態系の構成要素にふさわしい環境整備
- ・河辺に生物にとってのランドマークとしての高木や、休息場所、隠れ家になる河畔林や樹林帯の保護

また、高規格堤防の整備に際しては、景観上、下記事項に配慮することが必要である。

- ・高層建築物の連続配置による河川景観の悪化
- ・河川からの風通しの確保による都市のヒートアイランド現象の緩和効果

なお、周辺景観との調和に関する検討は琵琶湖・淀川以外の地域(例えば都市化の進んだ猪名川)でも積極的に行うことが必要である。

### 進捗状況報告

嵐山の景観保全策として天竜寺の局舎、CCTVにおいて周辺景観に配慮した構造物を設置。



天竜寺水位観測所 局舎



嵐山 CCTV